



福祉車両に対する優遇制度について

【税金の優遇制度】

○消費税：対象の車両は非課税となります。

- ・お身体の不自由な方が運転するための運転補助装置が取り付けられている車両と、車いすの使用者が使用するための装置が取り付けられている車両は、非課税となります。
(運転免許の条件、装置の仕様等により適応されない場合があります)
- ・車両本体だけでなく、取り付けられる装置等についても非課税となります。
- ・リース契約の場合、月々のリース料が非課税となります。
- ・中古車も新車同様の基準で非課税となります。
- ・登録などに掛かる手数料は課税されます。
- ・購入者にかかわらず、対象の車両は非課税となります。

詳しくは販売店、またはお住まいの地区の税務署にお問い合わせください。

○自動車取得税・自動車税・軽自動車税：自治体により減免される場合があります。

- ・お身体の不自由な方が運転するための車両や、お身体の不自由な方の同居者、または2km以内の近隣にお住いの親族の方が所有し、その方のために使用する車両については、一定の条件に該当する場合、自動車取得税・自動車税・軽自動車税が減免されます。

適用基準や減免条件は各自治体によって異なりますので、お住まいの地区の税事務所（軽自動車は市区町村の役場）、または福祉事務所にお問い合わせください。

○エコカー減税：一定の環境性能（排ガス、燃費）により、減免措置が受けられます。

- ・購入する車両によって減税内容が異なります。また、持込登録の場合には登録時の実測値によって実際の減税内容が変更になる場合があります。

詳しくは各販売店にお問い合わせください。

【その他の優遇制度】



○駐車禁止規制の適用除外

お問い合わせ先：お住まいの地域の警察署



○有料道路の通行料金割引

お問い合わせ先：お住まいの地域の福祉事務所



○カーフェリー料金の割引

お問い合わせ先：各カーフェリーの運航会社



○任意保険の割引

お問い合わせ先：各保険会社



○日本自動車連盟（JAF） 入会金免除

お問い合わせ先：日本自動車連盟（JAF）



○有料駐車場の料金割引

お問い合わせ先：各駐車場の管理会社